

産業廃棄物処理業者の相互認証に係る差異事項への適合について

実施主体名 一般社団法人M-EMS認証機構

差異事項の具体的な内容	差異事項に適合するために地域版EMS事務局及び事業者が追加的に作成、提出すべき書類の様式	地域版EMSの審査人と事務局がこれを確認するための方法等
環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、受託した産業廃棄物の処理量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（化学物質を取り扱う事業者）は必ず把握するとともに事業活動における環境への取組状況を把握することについては、M-EMSステップ2では要求事項としていない。	M-EMS認証機構は「M-EMSステップ2W」を制定し、左記の環境負荷については必ず把握するとともに事業活動における環境への取組状況を把握することを要求事項として規定した（M-EMSステップ2W：3.3.1項〔備考〕）。事業者は本規定に基づき、左記の環境負荷については必ず把握するとともに事業活動における環境への取組状況を把握することを手順を定めて文書化し、その結果を記録する。	事業者が作成した記録と「環境報告書」により、「左記環境負荷が必ず把握されていることと、事業活動における環境への取組状況が把握されていること」を、審査員及び事務局（判定委員会）が、「M-EMSステップ2W」規格と「環境報告書（サンプル）」に基づき確認する。
中長期目標の策定については、M-EMSステップ2では要求事項としていない。	M-EMS認証機構は「M-EMSステップ2W」を制定し、「中長期の環境改善目標」を決定して文書化することを要求事項として規定し（3.3.3項）、事業者は本規定に基づき「中長期の環境改善目標」を決定して文書化する。	事業者が作成した文書と「環境報告書」により、「中長期の環境改善目標」が決定して文書化されていることを、審査員及び事務局（判定委員会）が、「M-EMSステップ2W」規格と「環境報告書（サンプル）」に基づき確認する。
二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環	M-EMS認証機構は「M-EMSステップ2W」を制定し、左記の環境配慮項目については、原則として中長期及び単年度の環境改善目標を策定することを要求事項と	事業者が作成した文書と「環境報告書」により、左記項目の「中長期及び単年度の環境改善目標」が策定され文書化されていることを、審査員及び事務局（判定委員会）が、「M-EM

<p>境配慮に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定することについて、M-EMSステップ2では要求事項としていない。</p>	<p>して規定し(3.3.3項)、事業者は本規定に基づき原則として左記項目の「中長期及び単年度の環境改善目標」を策定し文書化する。</p>	<p>Sステップ2W」規格と「環境報告書(サンプル)」に基づき確認する。</p>
<p>環境目標と環境活動計画を関係する従業員に周知することについて、M-EMSステップ2では要求事項としていない。</p>	<p>M-EMS認証機構は「M-EMSステップ2W」を制定し、「環境改善目標と環境活動計画を関係する従業員に周知する」ことを要求事項として規定し(3.3.3項)、事業者は本規定に基づき「環境改善目標と環境活動計画を関係する従業員に周知」する。</p>	<p>「環境改善目標と環境活動計画」が関係する従業員に周知されていることにつき、審査員が審査時に確認するとともに、審査結果報告書により事務局(判委員会)が確認する。</p>
<p>規程IIの第3項に規定される「記載項目①～⑨」及び「①の必要項目」等を満たした環境報告書等を定期的に作成・公表することについては、M-EMSステップ2では要求事項としていない。</p>	<p>M-EMS認証機構は「M-EMSステップ2W」を制定し、左記「記載項目・必要項目等を満たした環境報告書を定期的に作成・公表する」ことを要求事項として規定し(3.4.3項)、事業者は本規定に基づき左記「記載項目等を満たした環境報告書」を定期的に作成・公表する。</p>	<p>事業者が作成した「環境報告書」により、左記「記載項目等を満たしていること」と、「定期的に作成・公表されていること」について、審査員及び事務局(判定委員会)が、「M-EMSステップ2W」の規定と「環境報告書(サンプル)」に基づき確認する。</p>